

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市立総合病院において新たに消化器外科を標ぼうするため、診療科目を追加したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

「外科」 「外科」
第 3 条第 2 項中 「呼吸器外科」を 「消化器外科」に改める。
「呼吸器外科」

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）

改正後	現行	備考
<p>(経営の基本) 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 内分泌糖尿病内科 腎臓内科 神経内科 リウマチ科 <u>外科</u> <u>消化器外科</u> <u>呼吸器外科</u> 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 化学療法外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科</p>	<p>(経営の基本) 第3条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 内分泌糖尿病内科 腎臓内科 神経内科 リウマチ科 <u>外科</u> <u>呼吸器外科</u> 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 化学療法外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科</p>	

放射線科 病理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔（くう）外科 3 略	放射線科 病理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔（くう）外科 3 略	
---	---	--

<u>付 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u>		
---	--	--